

新型コロナウイルス感染症の影響により納付困難な方に対する主な支援策

(令和3年6月末時点)

債権名	支援策	内 容
市税	納税の猶予	市税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある方などに対する納税の猶予
	減免	所得の大幅な減少が見込まれる方などに対する個人市民税の減免の実施
国民健康保険料	減免	一定の収入減少等の要件に該当する場合に、保険料の減免を実施 【特例制度継続】
介護保険料	減免	一定の収入減少等の要件に該当する場合に、保険料の減免を実施 【特例制度継続】
後期高齢者医療保険料	減免	一定の収入減少等の要件に該当する場合に、保険料の減免を実施 【特例制度継続】
上下水道料金	支払猶予	上下水道料金の支払いが困難な世帯・事業者等に対する支払猶予
使用料・貸付料	支払猶予	市の施設を借り受けて事業を行っている方が、使用料・貸付料の支払いが困難である場合に、その支払いを猶予
	減免・還付	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために休館した施設について、休館期間中の使用料・貸付料を減免・還付
その他	徴収の猶予	事業の休廃止、著しい損失等により納付が困難となった方に対する納付の猶予（強制徴収債権）
	履行延期の特約	災害等により支払いが困難となった方に対する支払の猶予（非強制徴収債権）
	納付誓約による分割納付	法令又は条例による猶予の要件に該当しない場合の、実務上の取扱いによる納付の猶予